

森づくりセンターにおけるセミナールームの利用について

1. 利用に際しての基本的な考え方

森づくりセンターは、びわこ地球市民の森の拠点として、森づくり活動の発信と森づくりを支える県民らのボランティア活動を支援するために建設されたものであることから、ロビーやセミナールームの利用目的は、こうした考えに沿うものであること。

1. セミナールームは、森づくりセンターにおける森づくり活動施設として位置づけられているため、目的外の利用はできない。
2. 利用者は、原則として、滋賀県または県の地方機関等の公共団体、当該公園の指定管理者および森づくり活動ボランティア活動者である団体等とする。

2. 使用制限

次の事項に該当するときは、使用を認めません。

1. 森づくりセンターにおける秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
2. 森づくりセンターの設置の目的に反すると認められるとき。
3. 営利を目的とすると認められるとき。
4. 森づくりセンターの施設もしくは設備または展示品を損傷するおそれがあると認められるとき。
5. 森づくりセンターの事業を行うために必要であると認められるとき。
6. その他、森づくりセンターの管理上支障があると認められるとき。

3. 開室日及び使用時間

1. 利用できる日は、森づくりセンターの開館日に限ります。
2. 利用できる時間は、概ね 9:00 から 16:30 まで

4. 使用料等

無 料(会場の準備後始末、掃除は、利用者が責任を持って行うこととします。)

5. 申込みから使用までの手順

1. 申し込み受付日
使用日の6ヶ月前から使用日の7日前までの間で申込ができます。
2. 申込みから使用承認まで
事前に所定の申込み用紙に必要事項を記入のうえ、事務室に提出して確認を受けてください。

6. 使用中止

次の事項に該当する場合は、使用を取消または中止することがあります。

1. 申込書に記載した使用目的・内容と異なる使用をしたとき。
2. 使用の権利を譲渡・転貸したとき。(又貸し)
3. 使用規定に違反して使用したとき、若しくは使用規則を遵守しないとき。
4. 公序良俗に反すると認められるとき、および管理上支障がある、あるいは不相当と認められるとき。
5. 来館者に迷惑を及ぼす恐れがあると管理者が判断したとき。
6. 申込者と円滑に連絡が取れないとき。
7. その他、管理者が不相当と判断したとき。

7. 賠償責任

セミナールームの使用中に、使用者が当センターの施設・備品等を損傷・紛失した際は、その実費を使用者に請求する場合があります。

8. 使用上の禁止事項

1. 森づくりセンターの施設(床面、壁面、天井、扉、ガラス等)への直接工作(釘うち、削り)をすること。ポスター等の貼付については事前に申し出ること。許可を得てない貼付があったときは撤去する場合があります。
2. 館内禁煙。所定場所以外での喫煙はできません。
3. ガス、石油、電熱器具等(湯沸かし器、コンロ、ストーブなど)の使用。
4. 爆発や発火の危険性のある物品、その他引火性の強い資材類の持ち込み。
5. その他、施設管理に悪影響を及ぼす行為。

9. その他注意事項

1. 施設内のコンセントを利用する場合は、事前に管理者の承認を得ること。
2. ゴミは、原則として利用者ですべて持ち帰ること。
3. セミナールームに特別な設備や大型の設備を持ち込む場合は、事前に管理者の承認を得ること。
4. セミナールーム内において飲食物を出す際には、事前に管理者の承認を得ること。
5. 予約の成立後でも場合によっては、その後の審査により貸し出しできないことがあります。
6. 天災等により臨時休館する場合があります。
7. 諸般の事情により「セミナールームの利用案内」の内容を予告なく変更することがあります。
8. 以上の事項を理解したうえで利用してください。

滋賀県・びわこ地球市民の森指定管理者